

第 1 編 總 則

第1章 計画の前提

第1節 計画の目的及び位置付け

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づいて、亀岡市（以下「市」という。）の市域に係る防災対策に関し、亀岡市防災会議が定める計画であり、市と市域内の公共機関（以下「関係機関」という。）等の業務の大綱及び処理すべき事務を定めるとともに、必要な体制を確立することによって、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を軽減して郷土の保全と市民福祉の確保を期することを目的とする。

2 計画の位置付け

この計画は、市域内で発生するおそれがある災害に備えて、指定地方行政機関、指定公共機関等が作成する防災業務計画、京都府地域防災計画等、各種計画と整合を図るとともに、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき、災害救助事務を包含する、市の防災対策の基本方針を示す総合的計画である。

第2節 市域の概況

1 地勢及び沿革

亀岡市は、京都市の西方約20kmの京都府のほぼ中央に位置しており、東は京都市、北は南丹市、西及び南は大阪府の豊能郡（能勢町・豊能町）、高槻市、茨木市に接している。

面 積	224.80 km ² (令和6年7月1日国土地理院調)	
地 势	位 置	東経 135° 23' ~ 39' 北緯 34° 55' ~ 35° 06'
	範 囲	東西 24.6km 南北 20.5km
	海 抜	最高 774.2m 最低 85.0m

市域は中央に亀岡盆地を抱き、その四方を竜王ヶ岳、三郎ヶ岳、牛松山、明神岳、黒柄岳、湯谷ヶ岳、鴻応山、靈仙岳、丁塚山、朝日山、半国山などの山々が囲んでいる。盆地の中央部を桂川が北から東へ貫いて、京都市との東境となる山地部では保津川下りで有名な深い渓谷（保津峡）を形成している。

本市は、山陰8ヵ国の東端の丹波国にあって山陰道の玄関口に当たることから、口丹波と呼ばれるなど交通の要衝に位置付けられた。このため、丹波国府や国分寺が置かれるなど、古くから政治・文化の中心となり、安土・桃山時代の明智光秀の亀山城築城により、今日の亀岡の基礎が築かれた。江戸時代には亀山藩として代々譜代大名が藩主となり、城下町・宿場町として栄えた。

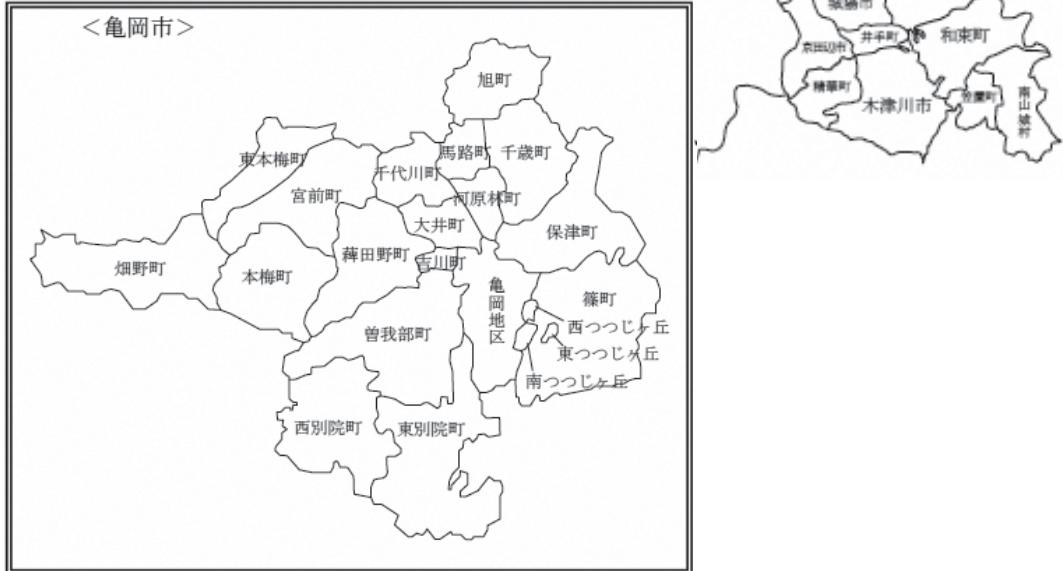
明治2年、丹波亀山は伊勢亀山との混同を避けるため亀岡と改称し、明治22年、町村制の施行により亀岡町となった。昭和30年に亀岡町と周辺15村が合併して亀岡市となり、その後、東本梅村、篠村の編入等により昭和34年に現在の市域となり、今日に至っている。

【亀岡市の位置図】

<京都府>



<亀岡市>



2 地形・地質

本市の地形は、桂川沿いの亀岡盆地と盆地北東側の若丹山地、盆地の南から西に広がる摂丹山地及び摂丹山地内の小盆地である本梅盆地に大別される。したがって、地形区分としては、急峻な山地と盆地内低地、山地と盆地内低平地間の山麓緩斜面とに区分される。

若丹山地は丹波帯に属する中・古生層より成る標高400～800mの壯年期山地で、亀岡盆地との境界は山麓に沿って北西～南東に走る亀岡断層によって明瞭である。山頂や尾根の一部に緩斜面があるものの、大部分は急峻でV字谷が形成されている。

摂丹山地は亀岡盆地の西と南を囲む山地で、一段高い鴻応山、靈仙岳、剣尾山、半国山などの市域の南西縁の山地（標高500～700m）と、これよりも低い標高400～500mの山地に区分される。主として中生層とそれに貫入した花崗岩より成り、一部に緩斜面があるものの全般的に急峻である。また、摂丹山地内の靈仙岳と本梅盆地東側の山地には地すべり地形が見られる。

亀岡盆地から本梅盆地一帯には、鮮新世から更新世にかけて大きな湖があったと考えられ、当時の地殻変動によって山地は隆起し、盆地部は相対的に沈降した結果、現在の地形が成立したといわれる。亀岡盆地の北東縁は亀岡断層によって直線的に山地と境されているが、盆地の南から西側は中生層や花崗岩から成る山地が岬状に盆地内に突出しており、東西方向の断面は非対称で、亀岡盆地は傾動による断層角盆地とされている。

亀岡盆地では桂川が北西から南東に流れ、これに沿って形成されている氾濫平野が盆地内の低平面となっている。桂川は盆地東方で若丹山地に入り、保津峡と呼ばれる先行谷を形成しているが、狭隘な保津峡が盆地からの排水のネックとなって、近年に至るまで盆地内の氾濫原は洪水のたびに湛水被害を受けている。このため、旧来からの集落や市街地は自然堤防や桂川両岸及び支川沿いの段丘面に立地している。

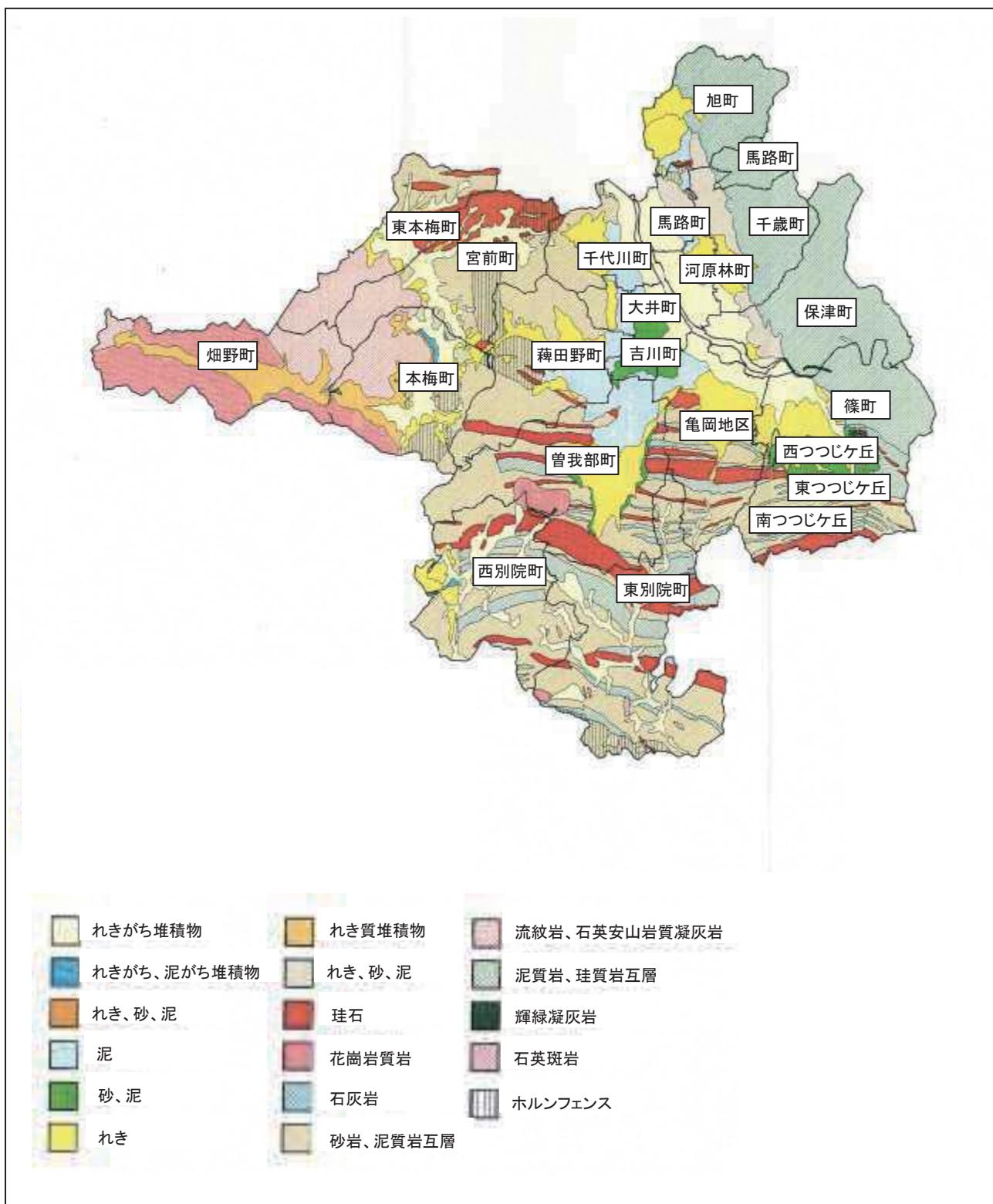
本梅盆地は桂川の支川である園部川の上流本梅川に沿って形成される小盆地であり、盆地の低平部は本梅川の谷底平野となっている。

亀岡市の地盤を見ると、古生代及び中生代に砂泥や火山灰などが堆積した堆積岩と、中生代に地下深くから貫入してきた花崗岩を基盤とし、その上に第四紀に堆積した洪積層と沖積層で構成されている。堆積岩と花崗岩は山地部に分布し、沖積層は亀岡盆地の低地部、洪積層は低地部周辺の台地部に分布している。摂丹山地の十分に固結した泥質堆積岩から採取される砥石は、国内最高品質を誇っている。花崗岩は六甲山地と同時期のものであり、南部の茨木市との境界付近や西部の靈仙岳、能勢町との境界付近の山地などに分布している。

洪積層は、桂川左岸の若丹山地山麓部や吉川町～稗田野町、篠町などに分布する。

また、活断層は、神吉・越畠断層、亀岡断層、猪倉断層、埴生断層、亀岡南方断層が分布するとされている（「新編 日本の活断層」）。

【亀岡市付近の地質】



3 社会的条件

(1) 人口

① 総人口・世帯・地域別・年齢別人口の推移

本市の人口は、86,174人（令和2年10月1日 国勢調査）であり昭和50年から平成27年までの人口・世帯数の推移は、下図のとおりである。

人口は、都市化の進展により、昭和45年人口の概ね2倍となっているが、平成17年から減少に転じている。

世帯数は、34,431世帯（令和2年10月1日 国勢調査）で、人口が減少したにもかかわらず、増加を続けている。つまり、核家族化が進展しており、1世帯当たり人口は、2.50人と、3.0人を割る結果となっている。

地域別人口（令和2年10月1日 国勢調査）では、最も人口が多いのが亀岡地区の19,636人、次いで篠町の18,819人、大井町の8,377人、千代川町の7,808人、南つつじヶ丘の6,099人と続いている。これら5町は、JR山陰本線・国道9号を機軸にした細長い市街地を形成し、総人口の約70.5%を占めている。また、この市街地がおよそ本市の人口集中地区を形成している。

年齢別人口構成（令和2年10月1日 国勢調査）を見ると、15歳未満人口が総人口に占める割合は12.4%、15歳～64歳人口は55.9%、65歳以上人口は30.1%となっており、府全体の年齢別人口構成（15歳未満11.4%、15歳～64歳59.2%、65歳以上29.3%）と同程度の年齢構成となっている。

【人口・世帯数の推移】

単位：人、%、世帯

区分 年次	人口					世帯	
	総 数	男		女		世帯数	一世帯当たり 平均人員
人 数	構成比	人 数	構成比	人 数	構成比		
昭和50年	58,184	28,691	49.3	29,493	50.7	15,089	3.86
昭和55年	69,410	34,450	49.6	34,960	50.4	18,998	3.65
昭和60年	76,207	37,672	49.4	38,535	50.6	21,017	3.63
平成2年	85,283	42,323	49.6	42,960	50.4	24,277	3.51
平成7年	92,398	45,732	49.5	46,666	50.5	28,198	3.28
平成12年	94,555	46,411	49.1	48,144	50.9	30,625	3.09
平成17年	93,996	45,884	48.8	48,112	51.2	32,455	2.90
平成22年	92,399	44,889	48.6	47,510	51.4	33,625	2.75
平成27年	89,479	43,267	48.4	46,212	51.6	33,915	2.64
令和2年	86,174	41,654	48.3	44,520	51.7	34,431	2.50

資料：各年国勢調査

【地域別人口】

単位：人、%

町 別	令和2年					平成27年		比較 (△は減)	
	世帯数	人 口			1世帯当たり人員	世帯数	人 口	世帯数増減率	人 口增加率
		計	男	女					
亀岡地区	8,490	19,636	9,443	10,193	2.3	8,353	20,268	1.6	△3.1
東別院町	462	1,031	508	523	2.2	466	1,139	△0.9	△9.5
西別院町	334	741	354	387	2.2	372	888	△10.2	△16.6
曾我部町	1,532	3,647	1,871	1,776	2.4	1,533	3,835	△0.1	△4.9
吉川町	354	800	360	440	2.3	397	958	△10.8	△16.5
蘿田野町	926	2,323	1,105	1,218	2.5	965	2,585	△4.0	△10.1
本梅町	508	1,402	676	726	2.8	532	1,561	△4.5	△10.2
畠野町	807	1,724	850	874	2.1	847	1,987	△4.7	△13.2
宮前町	512	1,273	614	659	2.5	515	1,394	△0.6	△8.7
東本梅町	199	490	223	267	2.5	214	554	△7.0	△11.6
大井町	3,510	8,377	4,091	4,286	2.4	3,270	8,429	7.3	△0.6
千代川町	2,974	7,808	3,764	4,044	2.6	2,895	7,898	2.7	△1.1
馬路町	511	1,426	686	740	2.8	502	1,493	1.8	△4.5
旭町	242	663	320	343	2.7	247	742	△2.0	△10.6
千歳町	398	1,060	501	559	2.7	406	1,157	△2.0	△8.4
河原林町	274	969	428	541	3.5	288	1,037	△4.9	△6.6
保津町	572	1,454	710	744	2.5	617	1,657	△7.3	△12.3
篠町	7,115	18,819	9,098	9,721	2.6	6,819	18,691	4.3	0.7
東つつじヶ丘	1,149	3,092	1,496	1,596	2.7	1,112	3,127	3.3	△1.1
西つつじヶ丘	1,261	3,340	1,599	1,741	2.6	1,267	3,507	△0.5	△4.8
南つつじヶ丘	2,301	6,099	2,957	3,142	2.7	2,298	6,572	0.1	△7.2
合計	34,431	86,174	41,654	44,520	2.5	33,915	89,479	1.5	△3.7

資料：各年国勢調査

【人口集中地区人口】

単位：人、%

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
人口集中地区面積 (km ²)	8.14	8.40	8.5	8.4	8.62
人口集中地区内人口	60,548	61,911	62,239	61,048	58,828
人口集中地区内人口密度	7,438.3	7,370.4	7,322.2	7,267.6	6,824.6
総数に占める割合 (%)	面積 3.6	3.7	3.8	3.7	3.8
	人口 64.0	65.9	67.4	68.2	68.3

資料：各年国勢調査

② 昼間人口の推移

昼間人口の推移は、下表に示すように流出超過となっている。昼夜間人口比率は90%を割っており、とくに通勤流出人口が多い。

【昼夜間人口の推移】

単位：人、%

区分 年次	常住人口	昼間人口	昼夜間人口比率 (常住人口=100)	流出人口		流入人口		流出超過 人口
				通勤	通学	通勤	通学	
平成12年	94,415	79,869	84.6	19,542	4,055	7,107	1,944	14,546
平成17年	93,304	79,449	85.2	19,474	3,904	7,605	1,918	13,855
平成22年	92,399	79,270	85.8	18,326	3,294	7,092	1,399	13,129
平成27年	89,479	76,543	85.5	17,819	3,161	7,000	1,044	12,936
令和2年	86,174	75,448	87.6	15,577	2,656	6,071	1,436	10,726

注：平成17年以前の常住人口には年齢不詳を含まない。

資料：各年国勢調査

(2) 交通網

① 交通網の概況

鉄道については、市街地に平行する形でJR山陰本線が通り、亀岡駅をはじめ、千代川駅、並河駅、馬堀駅の計4駅がある。亀岡駅は特急停車駅であり、市の玄関口となっている。平成2年3月に京都～園部間、平成8年3月に園部～綾部間が電化され、また、平成20年4月に新亀岡駅舎が完成、平成22年3月には京都～園部間の複線化事業が完了する等、都市機能の整備を進めてきたところである。

この他、嵯峨野観光鉄道株が、トロッコ亀岡駅～トロッコ嵯峨駅の区間で嵯峨野トロッコ列車を運行している。

バス路線については、京阪京都交通株がJR亀岡駅をターミナルとして市内全域を結んでいるほか、京都市、南丹市をはじめとする近隣都市との間を結ぶ路線の運行を行っている。

また、亀岡市のふるさとバス・コミュニティバスが市域内を運行している。

幹線道路は、盆地を南北に貫く国道9号を軸に、国道372号が南丹市園部町を経て兵庫県丹波篠山市に、国道477号が京都市及び大阪府豊能郡能勢町に、国道423号が大阪府豊能郡豊能町に通じている。また、本市域を縦貫している京都縦貫自動車道は、平成25年4月に大山崎ジャンクション、沓掛インターチェンジ間が開通したことにより、名神高速道路と直結された。これにより、高規格幹線道路のネットワークで本市と国土軸が結ばれることとなる。

② 道路網の考え方

本市と周辺都市圏との連携強化を図るため、広域幹線道路の整備を促進するとともに、JR各駅や京都縦貫自動車道へのアクセス道路、市街地の骨格となる幹線道路等の整備を推進することとしている。

また、効率的かつ効果的に道路網を整備するため、社会情勢の変化を踏まえた都市計画道路の見直し、集落間を結ぶ生活道路の整備等を推進する。

《自動車専用道、国道》

○京都縦貫自動車道

○国道9号、372号、423号、477号

《主要地方道》

枚方亀岡線、亀岡園部線、豊中亀岡線、茨木亀岡線

京都日吉美山線、園部能勢線、宮前千歳線

《一般府道》

嵯峨亀岡線、王子並河線、亀岡停車場線、亀岡停車場追分線

郷ノ口余部線、西条風ノ口線、東掛小林線、郷ノ口室河原線

千代川停車場線、長谷八木線、天王亀岡線、亀岡能勢線

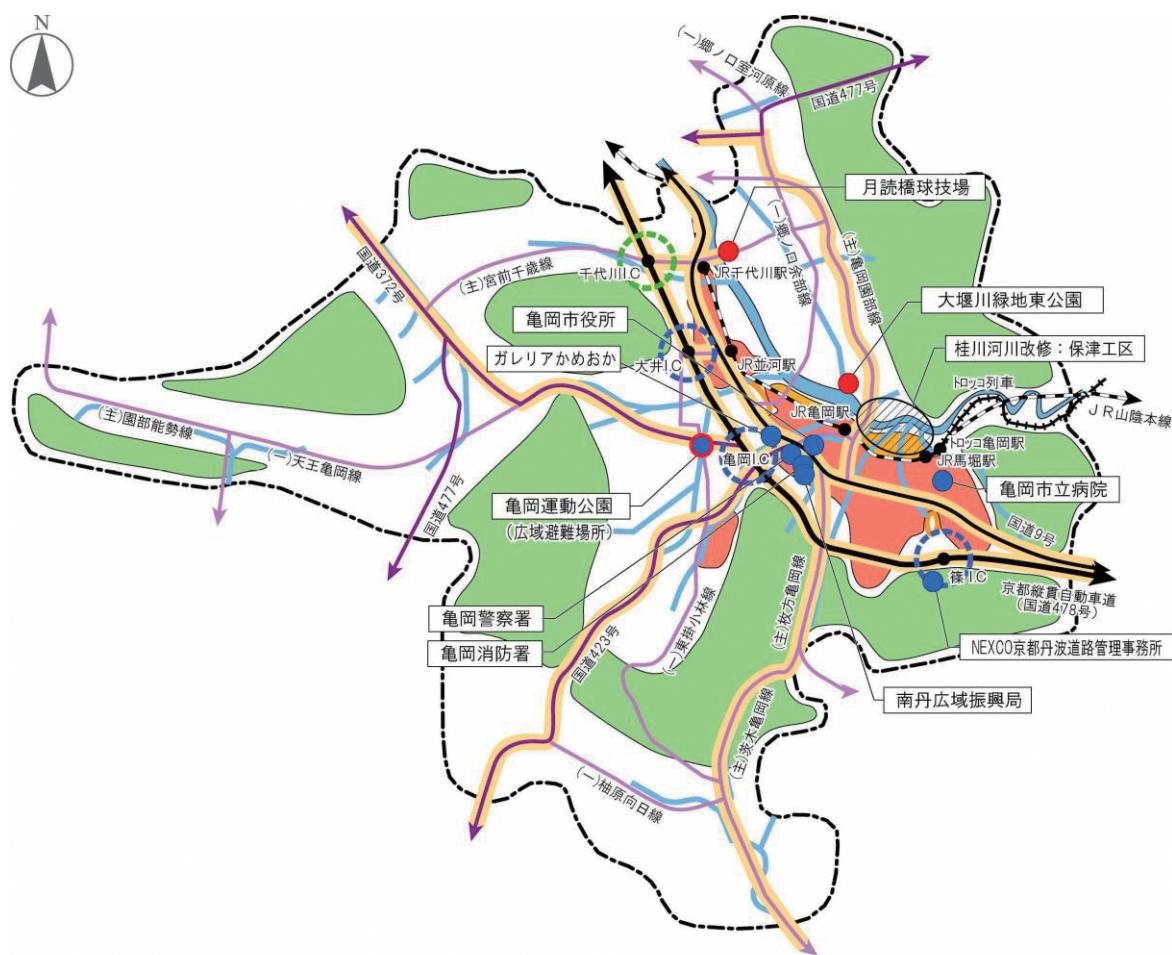
柚原向日線

《都市計画道路》

保津新国道線、宇津根新国道線、並河亀岡停車場線、並河運動公園線、

馬堀停車場篠線等

【交通体系の整備方針図】（亀岡市都市計画マスタープランに基づく）



凡　例	
砂防・治山対策	
治水対策（一級河川を表示）	
広域避難場所	
防災拠点	
緊急輸送道路	
市街地地域	
市街地拡大検討地区	
産業拠点形成ゾーン	
農業交流拠点形成ゾーン	
複合都市機能ゾーン	

第2章 計画の基本方針

第1節 計画の方針

地域防災は、市、関係機関及び市民が一体となって、自助・共助・公助の連携による防災体制の確立を図るとともに、災害に強いまちづくりを進めることにより、災害から市民の尊い生命と貴重な財産を守ることが目的である。

平成7年1月17日に発生した兵庫県南部地震は、6,000人以上の犠牲者を出し、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震では、15,000人を超える犠牲者と2,000人以上もの行方不明者を出した。これら大災害は、私たちの住む都市が、ハード・ソフト両面で自然災害に対していかに脆弱であるかを再認識させる結果となった。また、本市は、桂川やその支流河川のはん濫による水害をはじめ、これまで、幾多の水害との戦いの歴史を経験している。近年では、平成24年7月15日の局地的集中豪雨や、平成25年9月15日から16日にかけて襲来した台風第18号、平成30年7月豪雨等による記録的な豪雨により、床上浸水や土砂災害等数多くの被害をもたらしたことは記憶に新しいところである。

本計画の策定に当たっては、こうした過去の災害を教訓として、自然との共生と環境負荷の低減、進行する高齢化社会への対応といったこれから地域行政に対する課題を踏まえつつ、防災に関する基本方針を定めることとする。

本市では、低地の軟弱な地盤に形成された混在市街地や中高層建築物、工場等の危険物施設及び多数の人々が集まる大型商業施設が立地しており、地震や火災の発生によって複合的・広域的な都市災害が発生する危険性がある。また、丘陵地や山麓部における宅地開発の進行による土砂災害や、低地の市街化による内水水害の危険性の増大など、都市化の進行が災害の発生を助長している面もみられる。さらに、近年、地球温暖化に伴う異常気象は、局地的な集中豪雨をはじめとして、各地で大きな風水害被害を引き起こしている。このように、複雑多様化する災害発生の危険性に対処するため、河川整備や都市施設の耐震化・不燃化の促進、避難地及び避難路の確保など都市基盤の整備を進め、都市の防災機能の強化を図るのみならず、市及び関係機関の防災機能充実と、これら機関と市民が一体となった防災体制の確立を図ることが重要である。また、今後、市民の高齢化や生活様式の変化などによって、防災力の低下や防災意識の希薄化が進むことが考えられるため、地域の連帯による防災意識の高揚を図ることとする。

1 基本目標

「災害に強い安全・安心なまちづくり」をめざし、市民・事業所・行政が連携して、災害に強い市街地の整備を進めるとともに、災害に備えた防災体制の整備や市民の防災行動力の向上など、防災対策の総合的な推進を図る。

災害に強い安全・安心なまちづくり

2 防災施策の大綱

(1) 災害に強いまちづくりの推進

市をはじめ関係機関は、都市の防災機能の強化を図るため、市街地の耐震化・不燃化、都市基盤施設の防災機能の強化、防災空間の確保など、災害に強い安全・安心なまちづくりを計画的に推進する。

(2) 災害に備えた防災体制の確立

市をはじめ関係機関は、総合的な防災対策を推進するため、平常時から防災に係る組織体制の整備・充実を図るとともに、災害時の災害対策活動を迅速かつ的確に実施できる組織体制、職員の配備体制及び参集体制を災害規模に応じて整備する。

(3) 災害に強い人づくりの推進

市民自らが「自らの命は自らが守る」という防災の原点に立ち、平常時から被害の軽減を図るための措置や食料の備蓄等を自発的に行わなければならないことを理解してもらうため、市をはじめ関係機関が行う防災対策には限界があることを示すとともに、地域の防災情報の提供や防災知識の普及を図り、市民の自助・共助意識の高揚を図る。

(4) 災害への適切な対応

① 役割の明確化

災害時における市及び関係機関・市民・事業所の防災上の役割を明確にし、その周知徹底を図ることによって災害に備える。

② 市地域防災計画と防災体制の充実

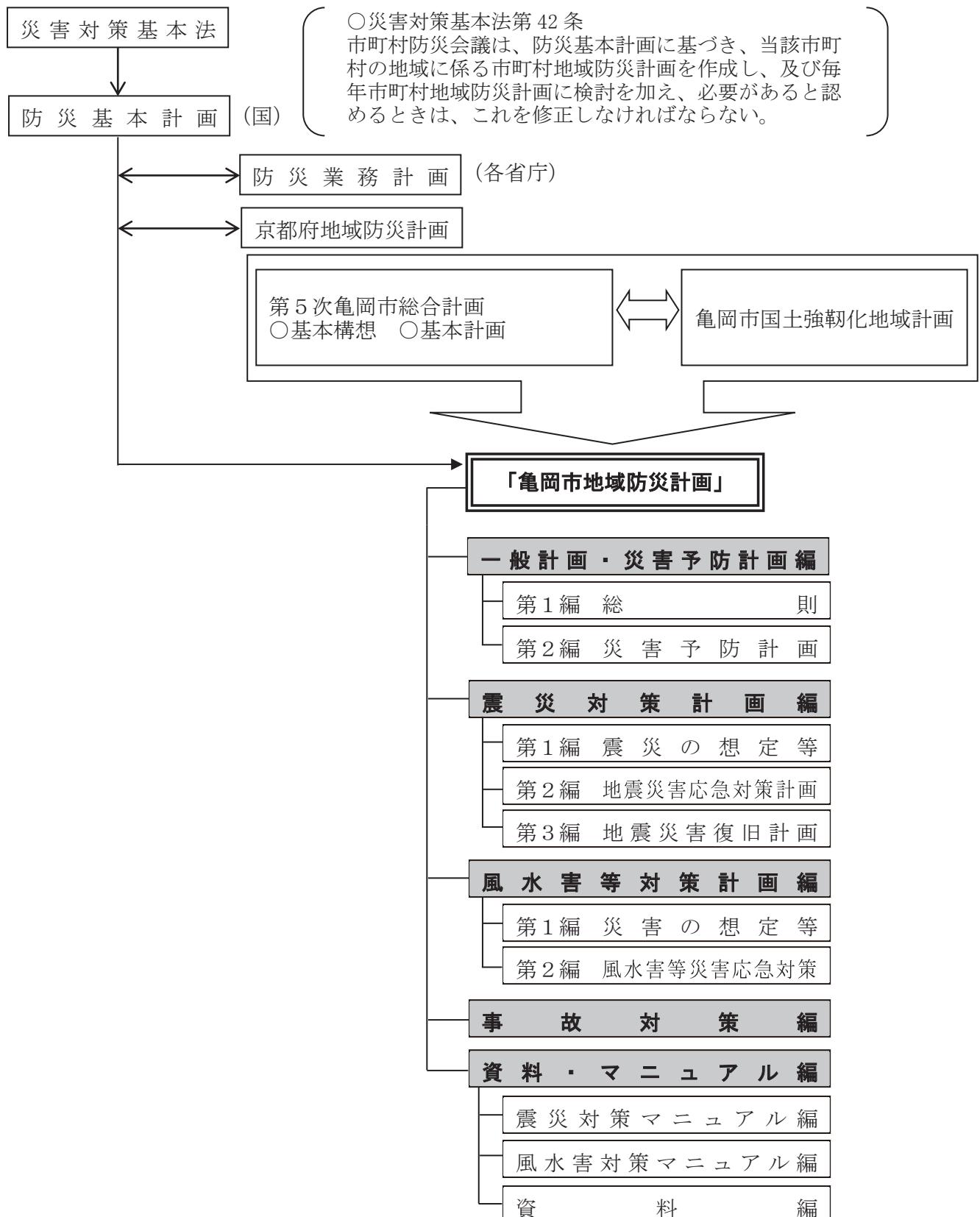
市及び関係機関は、この計画をより現状に即したものとするため常に検討を加え、各種災害に対応するための総合的な防災体制の確立を図る。

③ 事業の推進

災害に強い安全・安心なまちづくりを総合的に推進するため、避難場所（避難施設）・避難路の整備、学校等の耐震化等を進めるとともに、消防施設については、令和3年度策定の第6次地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、整備を進める。

3 計画の体系と構成

この計画は、災害対策基本法第42条に基づいて定める本市の地域に係る防災に関する総合的対策の指針であり、以下に示す「一般計画・災害予防計画編」、「震災対策計画編」、「風水害等対策計画編」、「資料・マニュアル編」及び「事故対策計画編」から構成する。



第2節 市・関係機関の業務の大綱

市及び関係機関は、災害の未然防止と被災時の応急対策など被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、次に挙げる事務又は業務について、総合的かつ計画的に実施する。

1 市及び関係機関の役割と位置付け

(1) 亀岡市

本市は、防災の第一次責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。また、消防機関等の組織の整備、公共的団体や自主防災組織等の充実、住民の自発的な防災活動の促進、ボランティアとの連携に努める。

(2) 一部事務組合等

消防法（昭和23年法律第186号）に基づく消防を実施する場合は、本市消防団及び京都中部広域消防組合がこれに当たり、その組織運営については、消防計画及び本市地域防災計画等の定めるところによる。

(3) 府の機関

府の機関は、自ら防災活動を実施し、本市及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつ、その総合調整を行う。

(4) 自衛隊

陸上自衛隊は、府、市及びその他の関係機関の要請に応じて、災害対策に関して支援、協力する。

(5) 指定地方行政機関等

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関等と相互に協力して防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう協力、指導、助言する。

(6) 指定公共機関

指定公共機関は、自ら防災活動を実施するとともに市の活動が円滑に行われるよう協力する。

(7) 指定地方公共機関

指定地方公共機関は、自ら防災活動を実施するとともに市の活動が円滑に行われるよう協力する。

(8) 公共的団体・防災協定締結事業者及び防災上重要な施設

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には防災対策業務を行い、市その他の防災関係機関の防災活動に協力する。地域内の住民はそれぞれの立場において防災に寄与するよう努める。

2 市及び関係機関の業務の大綱

亀岡市に係る防災に関し、本市、京都府、陸上自衛隊、本市地域管轄の指定地方行政機関等、指定地方公共機関、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務大綱は、概ね次のとおりである。

(1) 亀岡市

- ・ 防災会議及び災害対策（警戒）本部に関する事務に関すること
- ・ 防災に関する施設、組織の整備と訓練に関すること
- ・ 災害に関する予警報の連絡に関すること
- ・ 災害による被害の調査報告と情報の収集及び広報に関すること
- ・ 防災思想の普及及び防災訓練の実施に関すること
- ・ 自主防災組織の育成指導及びNPO・ボランティアによる防災活動の環境の整備その他住民の自発的な防災活動の促進に関すること
- ・ 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定に関すること
- ・ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保に関すること
- ・ 災害の防除と拡大の防止に関すること
- ・ 救助、防疫等被災者の救助保護及び高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要する者に対する防災上必要な措置に関すること
- ・ 避難所における良好な生活環境の確保に関すること
- ・ 災害応急対策及び復旧資材等の確保に関すること
- ・ 被災企業等に対する融資等の対策に関すること
- ・ 被災施設の応急対応に関すること
- ・ 食料品、飲料水、医薬品等の生活必需品の確保に関すること
- ・ 災害時における文教対策に関すること
- ・ 災害対策要員等の動員に関すること
- ・ 災害時における交通、輸送の確保に関すること
- ・ 被災施設の復旧に関すること
- ・ 管内関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関すること
- ・ 被災者台帳の作成及び災証明の交付に関すること
- ・ 前各号の目的を達成するための他の地方公共団体との相互協力及び地方公共団体の相互応援に関する協定の締結に関すること

(2) 京都中部広域消防組合

- ・ 災害情報等の収集及び広報に関すること
- ・ 災害の防御、警戒及び鎮圧に関すること
- ・ 要救助者の救出、救助に関すること
- ・ 傷病者の救出、搬送に関すること

- ・その他、防災会議が必要と認める事務又は業務に関すること
- (3) 京都府
- ・京都府防災会議及び京都府災害対策（警戒）本（支）部に関すること
 - ・防災に関する施設、組織の整備に関すること
 - ・災害に関する予警報の連絡に関すること
 - ・災害による被害の調査報告とその他情報の収集及び広報並びに被災者に対する的確な情報提供に関すること
 - ・防災思想の普及及び防災訓練の実施に関すること
 - ・自主防災組織の育成指導及びボランティアによる防災活動の環境の整備その他住民の自発的な防災活動の促進に関すること
 - ・避難指示等の対象地域、判断時期等に係る助言に関すること
 - ・災害の防除と拡大の防止に関すること
 - ・救助、防疫等被災者の救助保護及び高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要する者に対する防災上必要な措置に関すること
 - ・災害応急対策及び復旧資材等の確保に関すること
 - ・被災企業等に対する融資等の対策に関すること
 - ・被災府営施設の応急対応に関すること
 - ・食料品、飲料水、医薬品等の生活必需品の確保に関すること
 - ・災害時における文教対策に関すること
 - ・災害時における公安の維持に関すること
 - ・災害対策要員等の動員に関すること
 - ・災害時における交通、輸送の確保に関すること
 - ・被災施設の復旧に関すること
 - ・市町村、他の防災機関等の連絡調整、指示、斡旋等に関すること
 - ・前各号の目的を達成するための他の地方公共団体との相互協力及び地方公共団体の相互支援に関する協定の締結に関すること
- ① 南丹広域振興局
- ・京都府南丹広域災害対策（警戒）支部に関すること
 - ・災害予防、災害応急対策等の通信情報対策に関すること
 - ・市が実施する災害予防、災害応急対策等業務の連絡調整に関すること
 - ・その他、府が行うべき災害予防、災害応急対策等に関すること
- ② 南丹土木事務所
- ・所管する土木施設、河川の防災対策及び復旧対策に関すること
 - ・その他、府の所管する土木施設、河川の防災対策及び復旧対策に関すること
- ③ 南丹保健所
- ・災害時における保健衛生活動に関すること

- ・その他、災害時の保健衛生に関すること
- ④ 亀岡警察署
- ・り災者の救出・救助及び行方不明者の捜索に関すること
 - ・り災住民の避難誘導に関すること
 - ・り災実態の把握及び災害警備の広報に関すること
 - ・死体の検視及び身元の確認に関すること
 - ・犯罪の予防、その他社会秩序の確保に関すること
 - ・交通規制及び交通秩序の確保に関すること
 - ・危険箇所の警戒に関すること
 - ・その他、警察が所管する防災に係る事務又は業務に関すること
- (4) 陸上自衛隊（第7普通科連隊）
- ・災害時における人命及び財産保護のための救護活動に関すること
 - ・災害時における応急復旧活動に関すること
 - ・災害時における緊急医療活動に関すること
 - ・その他、自衛隊が所管する防災に係る事務又は業務に関すること
- (5) 指定地方行政機関等
- ① 近畿管区警察局
- ・管区内警察の指導調整に関すること
 - ・他管区内警察局との連携に関すること
 - ・関係機関との協力に関すること
 - ・情報の収集及び連絡に関すること
 - ・警察通信の運用に関すること
 - ・その他、近畿管区警察局が所管する防災に係る事務又は業務に関すること
- ② 近畿財務局
- ・公共土木等被災施設の査定の立会に関すること
 - ・地方公共団体に対する災害融資に関すること
 - ・国有財産の無償貸付等に関すること
 - ・災害時における金融機関の緊急措置の指示に関すること
 - ・その他、近畿財務局が所管する防災に係る事務又は業務に関すること
- ③ 近畿厚生局
- ・救護等に係る情報の収集及び提供に関すること
 - ・その他、近畿厚生局が所管する防災に係る事務又は業務に関すること
- ④ 近畿農政局
- ・農地及び農業用施設等に係る災害復旧事業及び災害防止事業の指導並びに助成に関すること
 - ・農業関係被害状況の収集報告に関すること
 - ・農作物、蚕、家畜等の防災管理指導及び病害虫の防除指導に関すること

- ・被害農林漁業者等に対する災害融資の斡旋指導に関すること
 - ・管理又は建設中の農業用施設の防災管理並びに災害復旧に関すること
 - ・土地改良機械の緊急貸付けに関すること
 - ・生鮮食料品、飼料、種もみ等の安全供給対策に関すること
 - ・災害時における主要食糧の応急供給についての連絡調整に関すること
 - ・その他、近畿農政局が所管する防災に係る事務又は業務に関すること
- ⑤ 近畿中国森林管理局
- ・国有保安林、治山施設、地すべり防止等の整備に関すること
 - ・国有林における予防治山施設による災害予防に関すること
 - ・国有林における荒廃地の復旧に関すること
 - ・災害対策用資材の供給に関すること
 - ・その他、近畿中国森林管理局が所管する防災に係る事務又は業務に関すること
- ⑥ 近畿経済産業局
- ・災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達に関すること
 - ・被災中小企業の事業再開に関する相談、支援に関すること
 - ・電力・ガスの供給の確保及び電力・ガス・工業用水道の復旧支援に関すること
 - ・生活必需品、復旧資材等の供給に係る情報の収集及び伝達に関すること
 - ・その他、近畿経済産業局が所管する防災に係る事務又は業務に関すること
- ⑦ 中部近畿産業保安監督部（近畿支部）
- ・電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安の確保に関すること
 - ・鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止についての保安の確保に関すること
 - ・その他、中部近畿産業保安監督部（近畿支部）が所管する防災に係る事務又は業務に関すること
- ⑧ 近畿運輸局
- ・所管する交通施設及び設備の整備についての指導に関すること
 - ・災害時における所管事業に係る情報の収集及び伝達に関すること
 - ・災害時における旅客輸送確保に係る代替輸送・迂回輸送等実施のための調整に関すること
 - ・災害時における貨物輸送確保に係る貨物運送事業者及び倉庫事業者に対する協力要請に関すること
 - ・特に必要があると認める場合の輸送命令に関すること
 - ・災害時における交通機関利用者への情報の提供に関すること
 - ・その他、近畿運輸局が所管する防災に係る事務又は業務に関すること
- ⑨ 近畿地方整備局（京都国道事務所）
- ・国土交通省管理の公共土木施設の整備と防災管理に関すること
 - ・応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること
 - ・国土交通省管理の公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること

- ・ 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達に関すること
- ・ 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関すること
- ・ 国土交通省管理の公共土木施設の二次災害の防止に関すること
- ・ 国土交通省管理の公共土木施設の復旧に関すること
- ・ 災害時における技術者、防災ヘリ、各災害対策車両等による支援に関すること
- ・ その他、近畿地方整備局（京都国道事務所）が所管する防災に係る事務又は業務に関すること

⑩ 大阪航空局大阪空港事務所

- ・ 空港（航空通信、無線施設を含む）及び航空機の保安に関すること
- ・ 遭難航空機の搜索及び救助に関すること
- ・ その他、大阪航空局大阪空港事務所が所管する防災に係る事務又は業務に関すること

⑪ 大阪管区気象台（京都地方気象台）

- ・ 気象、地象及び水象の観測並びにその成果の収集、発表に関すること
- ・ 気象・地象及び水象の予報（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）並びに警報の発表、伝達および解説に関すること
- ・ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること
- ・ 地方公共団体が行う防災対策に係る技術的な支援・助言に関すること
- ・ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること
- ・ その他、大阪管区気象台（京都地方気象台）が所管する防災に係る事務又は業務に関すること

⑫ 近畿総合通信局

- ・ 電波及び有線電気通信の監理に関すること
- ・ 非常時における重要通信の確保に関すること
- ・ 非常通信協議会の育成指導に関すること
- ・ 非常通信訓練の計画及びその実施訓練に関すること
- ・ 防災及び災害対策に係る無線局の開設等、整備の指導に関すること
- ・ 災害対策用移動通信機器等の貸し出しに関すること
- ・ 情報伝達手段の多様化・多重化の促進に関すること
- ・ その他、近畿総合通信局が所管する防災に係る事務又は業務に関すること

⑬ 京都労働局

- ・ 産業災害予防対策に関すること
- ・ 業務上災害及び通勤途上災害による被災労働者等に対する労働者災害補償保険法に基づく迅速な給付の実施に関すること
- ・ 災害応急対策に必要な労働力の確保に関すること
- ・ その他、京都労働局が所管する防災に係る事務又は業務に関すること

(6) 指定公共機関

- ① 西日本旅客鉄道株式会社（京滋支社）
- ・ 鉄道施設等の保全に関すること

- ・ 災害時における救助物資及び避難者の輸送に関すること
 - ・ J R 通信施設の確保と通信連絡の協力に関すること
 - ・ その他、旅客鉄道会社の行う防災に係る事務又は業務に関すること
- ② 西日本電信電話株式会社（京都支店）、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ関西支社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社
- ・ 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築に関すること
 - ・ 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図ること
 - ・ 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保に関すること
 - ・ 災害を受けた通信設備の早期復旧に関すること
 - ・ 災害復旧及び被災地における情報流通について、市民、国、地方公共団体、ライフライン事業者及び報道機関等との連携に関すること
 - ・ 避難所における特設公衆電話の設置・利用に関するこ（西日本電信電話株式会社（京都支店））
 - ・ その他、電話会社の行う防災に係る事務又は業務に関するこ
- ③ 日本赤十字社京都府支部（亀岡市地区）
- ・ 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護に関するこ
 - ・ 災害時における被災者の救護保護に関するこ
 - ・ 災害救助等の防災ボランティアの連絡調整に関するこ
 - ・ 義援金の募集及び義援品の募集・配分に関するこ
 - ・ 国外からの要請による在住外国人の安否調査に関するこ
 - ・ その他、赤十字社の行う防災に係る事務又は業務に関するこ
- ④ 西日本高速道路株式会社（関西支社亀岡高速道路事務所）
- ・ 高速道路の保全に関するこ
 - ・ 高速道路の応急対策及び災害復旧に関するこ
 - ・ 災害時における道路交通情報の収集及び伝達に関するこ
 - ・ その他、西日本高速道路株式会社の行う防災に係る事務又は業務に関するこ
- ⑤ 関西電力送配電株式会社
- ・ 電力供給施設の整備と防災管理に関するこ
 - ・ 災害時における電力供給に関するこ
 - ・ 被災施設の応急対策及び復旧に関するこ
- ⑥ 独立行政法人水資源機構（日吉ダム管理所）
- ・ ダム施設等の整備と防災管理に関するこ
 - ・ 災害時における水源の供給確保及び災害の被害拡大防止のための水量調節に関するこ
 - ・ 被災ダム施設の復旧事業の推進に関するこ
 - ・ その他、水資源機構の行う防災に係る事務又は業務に関するこ

- ⑦ 大阪ガスネットワーク株式会社（京滋事業部）
 - ・ガス施設等の整備と防災管理に関すること
 - ・災害時におけるガス供給に関すること
 - ・被害施設の応急対策及び復旧に関すること
 - ・その他、大阪ガスの行う防災に係る事務又は業務に関すること
 - ⑧ 日本郵便株式会社（亀岡郵便局）
 - ・災害時における郵便物の送達の確保に関すること
 - ・被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること
 - ・被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること
 - ・被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること
 - ・郵便局の窓口業務の維持に関すること
 - ・その他、郵便局が所管する防災に係る事務又は業務に関すること
 - ⑨ 日本放送協会（京都放送局）
 - ・市民に対する防災知識の普及と予警報の周知徹底に関すること
 - ・市民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること
 - ・社会事業団等による義援金品の募集配分に関すること
 - ⑩ 日本通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社
 - ・災害時における貨物自動車による救急物資の輸送及び避難の協力に関すること
- (7) 指定地方公共機関
- ① 一般社団法人京都府LPGガス協会（亀岡支部）
 - ・液化石油ガスによる災害の防止及び保安の確保に関すること
 - ・災害時における液化石油ガスの供給確保に関すること
 - ・協会所属の液化石油ガス取扱機関との連絡調整に関すること
 - ・その他、液化石油ガス取扱機関の行う防災に係る事務又は業務に関すること
 - (資料編 一般1-2-2-1)
 - ② 一般社団法人京都府トラック協会、一般社団法人京都府バス協会
 - ・協会所属各社との連絡調整に関すること
 - ・避難住民の運送及び緊急物資の運送に関すること
 - ・旅客及び貨物の運送の確保に関すること
 - ③ 嵐電鉄道株式会社
 - ・鉄道施設等の保全に関すること
 - ・災害時における救助物資及び避難者の輸送に関すること
 - ・通信施設の確保と通信連絡の協力に関すること
 - ④ 株式会社京都放送、株式会社エフエム京都
 - ・市民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底に関すること
 - ・市民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること
 - ・社会事業団等による義援金品等の募集配分に関すること
 - ⑤ 一般社団法人京都府医師会

- ・ 災害時における医療救護の実施に関すること
- ⑥ 公益社団法人京都府看護協会
- ・ 災害時における医療救護の実施に関すること
 - ・ 避難所における避難者の健康対策に関すること
- ⑦ 一般社団法人京都府薬剤師会
- ・ 災害時における医療救護に必要な医薬品の提供に関すること
 - ・ 調剤業務及び医薬品の管理に関すること
- ⑧ 一般社団法人京都府歯科医師会
- ・ 避難所における避難者の健康対策に関すること
 - ・ 遺体の検視、身元確認及び処理の協力に関すること
- (8) 公共的団体・防災協定締結事業者及び防災上重要な施設の管理者
- ① 公共的団体・防災協定締結事業者
- ア 京都農業協同組合、亀岡市森林組合
- ・ 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること
 - ・ 被災組合員に対する融資または斡旋に関すること
 - ・ 生産資材等の確保又は斡旋に関すること
 - ・ その他、組合の行う防災に係る事務又は業務に関すること
- イ 土地改良区
- ・ 水門、水路、ため池等の施設の整備及び防災管理に関すること
 - ・ 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関すること
 - ・ たん水の防排除施設の整備と活動に関すること
 - ・ その他、土地改良区の行う防災に係る事務又は業務に関すること
- ウ 亀岡市医師会
- ・ 災害時における医療救護の活動に関すること
 - ・ その他、医師会の行う防災に係る事務又は業務に関すること
- エ 市内タクシー事業者等
- ・ 緊急輸送体制の整備に関すること
 - ・ 災害時における避難者等の緊急輸送の協力に関すること
 - ・ その他、防災輸送に係る事務又は業務に関すること
- オ 亀岡建設業協会
- ・ 災害時における公共土木施設の災害状況の調査、把握、応急復旧等に関すること
 - ・ 災害時における農業用施設の災害状況の調査、把握、応急復旧等に関すること
 - ・ その他、協会の行う防災に係る事務又は業務に関すること
- カ コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社
- ・ 災害時における飲料の提供に関すること
 - ・ その他、コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社の行う防災に係る事務又は業務に関すること

キ 亀岡市管工事業組合、亀岡市上下水道管工事業協同組合、第一環境株式会社関西支店

- ・ 災害時における農業用施設の災害状況の調査、把握、応急復旧等に関すること
- ・ 災害時における上水道施設の災害状況の調査、把握、応急復旧等に関すること
- ・ その他、組合の行う防災に係る事務及び業務に関すること

ク 亀岡市薬剤師会

- ・ 災害時における被災者の応急救助に係る救急医療品の提供に関すること
- ・ 災害時に医師会が実施する災害医療救護活動への協力に関すること
- ・ その他、薬剤師会の行う防災に係る事務又は業務に関すること

ケ 一般社団法人京都府L Pガス協会亀岡支部

- ・ 災害時におけるL Pガスの供給に関すること
- ・ その他、協会の行う防災に係る事務及び業務に関すること

コ 亀岡電気工事業協同組合

- ・ 災害時における公共施設等の電気設備等の復旧活動、事故の防止に関すること
- ・ その他、組合の行う防災に係る事務及び業務に関すること

サ 亀岡市商店街連盟、亀岡商業協同組合、京都農業協同組合、株式会社平和堂、イオンリテール株式会社イオン亀岡店、株式会社マツモト

- ・ 災害時における被災住民等に対する生活物資の供給に関すること
- ・ その他、防災に係る事務及び業務に関すること

シ 京阪京都交通株式会社

- ・ 災害時における避難者等の緊急輸送の協力に関すること
- ・ その他、防災輸送に係る事務又は業務に関すること

ス セツツカートン株式会社

- ・ 災害時における段ボール製簡易ベッド等の供給に関すること

セ 京都府石油商業組合亀岡支部、全国農業協同組合連合会京都府本部亀岡燃料センター

- ・ 災害時における被災者を支援する者等への石油類燃料の優先供給に関すること
- ・ 避難者等に対する災害情報等の提供に関すること
- ・ その他、防災に係る事務及び業務に関すること

ソ 社会福祉法人亀岡市社会福祉協議会

- ・ 災害ボランティアセンターの運営に関すること
- ・ 災害ボランティア活動の普及・啓発に関すること
- ・ 災害ボランティアの育成に関すること
- ・ 災害救助等の防災ボランティアの連絡調整に関すること
- ・ 避難生活の支援に関すること
- ・ その他、防災に係る事務及び業務に関すること

タ 亀岡市登録手話通訳会、口丹聴覚障害者協会亀岡支部

- ・ 手話を主たる言語とする聴覚障がい者への避難情報の提供及び誘導、避難状況の確認や避

難所における情報の提供などの支援に関すること

- ・その他、防災に係る事務及び業務に関するこ

チ 日本下水道事業団

- ・災害時における下水道施設の災害状況の調査、把握、応急復旧等に関するこ

- ・その他、事業団の行う防災に係る事務及び業務に関するこ

ツ 一般社団法人ドローン撮影クリエイターズ協会

- ・無人航空機（ドローン）を活用して被災状況の情報の収集や被災者の捜索・救助支援、市職員への操作指導などに関するこ

- ・その他、協会の行う防災に係る事務及び業務に関するこ

テ 小城製薬株式会社

- ・災害時における小城製薬株式会社亀岡工場の臨時避難所としての利用に関するこ

ト 高石機械産業株式会社

- ・災害時に特殊車両、建設機械、発電機、仮設テント・トイレ等の優先提供に関するこ

ナ 京都市公営事業管理者上下水道局長等

- ・災害による異常渇水及び大規模断水が発生した場合における相互応援に関するこ

ニ 京都タクシー株式会社

- ・災害時における人員や物資の輸送、タクシー業務無線を活かした情報収集、避難所としての利用、LPガススタンドに活用及び非常用ガス発電機による電力の供給に関するこ

ヌ 亀岡市造園事業協同組合

- ・災害時における公共土木施設などの緑化樹木の損壊状況の調査及び応急措置に関するこ

ネ 大栄環境株式会社

- ・災害廃棄物等の処理に関するこ

ノ 株式会社山口精機製作所

- ・災害時におけるマスクの供給及び運搬に関するこ

ハ ヤフー株式会社

- ・災害時における情報発信手段強化等に関するこ

ヒ 株式会社ゼンリン関西支社

- ・災害時における地図製品等の供給等に関するこ

フ サン・クロレラジャパン株式会社

- ・避難所における健康食品（クロレラ製品）の優先調達に関するこ

ヘ コーナン商事株式会社

- ・災害時等における応急物資の確保・優先供給に関するこ

ホ アサヒ飲料株式会社

- ・災害時における飲料水等の提供に関するこ

- ・自販機への防犯カメラ設置による、防犯体制の強化に関するこ

マ 株式会社カインズ

- ・ 災害時における生活物資の供給協力に関すること

ミ 関西電力送配電株式会社 京都本部 京都配電営業所

- ・ 大規模災害時における停電復旧の連携等に関すること

ム 一般社団法人助けあいジャパン

- ・ 災害時におけるトイレトレーラーの派遣要請及び派遣協力に関すること

メ 亀岡市仏教会

- ・ 災害時における協力寺院の施設を一時避難所としての利用に関するこ

モ 三井住友海上火災保険株式会社 京都支店

- ・ 災害時における損害調査結果の提供及び利用に関するこ

② 防災上重要な施設

病院、大規模商業施設、大規模工場、学校法人、老人福祉施設及びその他社会福祉施設

- ・ 消防法で定める消防計画及び予防規程に基づく災害の防止に関するこ。
- ・ 施設利用者の避難誘導等の災害時の安全確保と被害拡大の防止等に関するこ。

第3節 市民・事業所の基本的責務

大規模な地震・風水害等の災害が発生した場合、市及び関係機関の対応には限界があることから、市民及び事業所は、防災組織の一員であるという共通認識のもとに、災害の未然防止と応急復旧対策等に積極的に関与する。

1 市民の役割（自助・共助）

地域の住民は、災害防止に寄与するよう努める。

(1) 個人の役割（自助）

① 自己管理

「被害の拡大防止は家庭から」を合言葉に、災害に備えた食料等の備蓄や建物の補強、家具の転倒防止措置、居所連絡先の明確化等を市民自らが行う。

② 応急対策活動への協力

市及び府が行う防災に関する事業並びに災害発生時の救援・救助活動に協力する。

(2) 自主防災組織の役割（共助）

① 住民協力

「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯感を持ち、地域住民が協力して消火、救助活動できる地域の実状に即した防災体制の確立を図る。

② 応急対策活動への協力

市及び府が行う防災に関する事業並びに災害発生時の救援・救助活動に協力する。

(3) その他

防災訓練その他の自発的な防災活動への参加や、過去の災害から得られた教訓の伝承、その他の取組により防災に寄与するよう努める。

2 事業所の役割

事業所内の管理体制を強化するとともに、地域構成員であることを自覚し、地域の防災対策に協力する。

(1) 従業員、利用者等の安全確保

防火管理体制を強化するとともに、各種の災害に備え計画的な防災体制の充実を図り、事業所内の従業員、利用者等の安全を確保する。

(2) 地域への貢献

事業活動に当たっては、地域構成員であることを自覚し、災害に強いまちづくり及び災害に強い人づくりのため、地域の防災活動に積極的に協力する。

(3) 応急対策活動への協力

災害応急対策等に必要な物資や資材、役務の供給や提供を業とする者は、災害時においてもこれら事業活動を継続的に実施するとともに、市及び府が行う防災に関する事業並びに災害発生時の救援・救助活動に協力する。

第4節 計画の運用

1 計画の習熟

この計画の遂行に当たって、それぞれの責務が十分に果たせるよう、常に図上訓練、実践的訓練等によってこの計画の習熟に努めるとともに、市民への周知を図るため広報・啓発活動に努める。

2 計画の修正

この計画を現状に即したものにするため、常に検討を加え、修正する必要があると認める場合は、防災会議に諮り修正する。

修正の手順については次のとおりである。

- (1) 市又は関係機関は、修正に係る資料等を整備する。
- (2) 市は、整備された内容に係る資料を取りまとめ、防災計画修正原案を作成する。
- (3) 防災会議は、防災計画修正原案を審議し、災害対策基本法の規定に基づき、計画の修正について府と協議する。
- (4) 防災会議は防災計画を修正し、その要旨を公表する。